

## 過去の指導事項【介護報酬】

- 1 訪問介護 (p. 24)
- 2 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 (p. 26)
- 3 訪問看護・介護予防訪問看護 (p. 26)
- 4 通所介護・地域密着型通所介護 (p. 28)
- 5 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション (p. 30)
- 6 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 (p. 31)
- 7 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 (p. 31)
- 8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (p. 33)
- 9 夜間対応型訪問介護 (p. 33)
- 10 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 (p. 33)
- 11 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 (p. 34)
- 12 居宅介護支援 (p. 35)
- 13 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (p. 37)
- 14 介護老人保健施設 (p. 40)
- 15 介護医療院 (p. 41)

※ 次ページ以降の「項目」は、自主点検表とリンクしています。加算・減算等の詳細は、自主点検表でご確認ください。

(例) 1 訪問介護 特定事業所加算(第7-11)は、訪問介護の自主点検表「11 特定事業所加算」(p. 37)に記載しています。

## 1 訪問介護

項目	問題点	指導内容
訪問介護の所要時間 (第7-5)	訪問介護費について、利用者の当日の状況が変化したため、訪問介護計画に位置付けられた所要時間を超えて所定単位数を算定している。	当日の利用者の状態の変化により所要時間を変更した場合は、介護支援専門員と協議し、訪問介護計画等について必要な変更を行ってください。
2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等 (第7-9)	利用者又はその家族等の同意を得ずに、2人によるサービス提供を行っている。	2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得た上で、サービスを提供してください。
早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い (第7-10)	① 早朝・夜間、深夜の訪問介護について、居宅サービス計画又は訪問介護計画 上、加算の対象とならないサービス開始時刻であるにもかかわらず算定している。 ② 居宅サービス計画又は訪問介護計画に位置付けずにサービス提供した場合に算定している。	居宅サービス計画又は訪問介護計画、サービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に算定してください。
特定事業所加算 (第7-11)	①-1 一部の訪問介護員等にのみ研修計画を作成している。 ①-2 研修計画の内容が全員同じである。 ②-1 会議をおおむね1月に1回以上開催していない。また、会議の記録がない。 ②-2 サービス提供責任者が主宰していない(主宰したことがわからない)。 ②-3 会議に参加していない訪問介護員等がいる。 ③-1 サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対して行う指示が、口頭伝達で行われ	全ての訪問介護員等及びサービス提供責任者に個別具体的な研修計画(目標、内容、研修期間、実施時期等)を作成してください。  利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議をおおむね1月に1回以上、サービス提供責任者が主宰して開催してください。 また、会議は、サービス提供に当たる訪問介護員等(登録ヘルパーも含む)の全てが参加してください。なお、会議の開催状況については、その概要を記録してください。  サービス提供責任者は、訪問介護の提供に当たり、「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」について、文書等(直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メ

	<p>ている。</p> <p>③-2 ③-1の指示について、利用者の状態に変化があった場合のみ伝達している。</p> <p>③-3 サービス提供終了後、訪問介護員等によるサービス提供責任者への文書等による報告がない。</p> <p>④ 健康診断を実施していない訪問介護員等がいる。</p> <p>⑤ 人材要件（訪問介護員等）の割合を計算していない。</p>	<p>ール等)の確実な方法により伝達してから開始してください。</p> <p>「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」は、次の事項です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のADLや意欲</li> <li>・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望</li> <li>・家族を含む環境</li> <li>・前回のサービス提供時の状況</li> <li>・その他サービス提供に当たって必要な事項</li> </ul> <p>※ 「前回のサービス提供時の状況」を除く事項は変更があった場合に記載することで足りません。</p> <p>サービス提供責任者は、担当する訪問介護員等から適宜報告を受け、報告内容について文書（電磁的記録を含む）にて記録を保存してください。</p> <p>全ての訪問介護員等に健康診断を少なくとも1年以内ごとに1回事業主の負担により実施してください。</p> <p>人材要件については、常勤換算方法を用いて割合を計算し、記録を残してください。</p>
<p>指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い (第7-13)</p>	<p>事業所と同一建物内のサービス付き高齢者向け住宅に居住する利用者があるが、同一建物減算をせずに介護給付費を請求している。</p>	<p>事業所と同一若しくは隣接する建物内に居住する利用者に対して訪問介護を提供する場合、人数に応じて同一建物減算を行う必要があります。</p> <p>1月あたりの利用者が①20人以上同一建物に居住している場合は1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を、②50人以上同一敷地内建物等に居住している場合は1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定してください。</p> <p>※ ①については、正当な理由なく、指定訪問介護事業所において、算定日が属する月の前6月間に提供した指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上の場合、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定するという要件があります。</p>
<p>緊急時訪問介護加</p>	<p>① 利用者の居宅サービス計</p>	<p>居宅サービス計画に位置付けられていない訪問</p>

算 (第7-14)	画において計画的に訪問することになっていない訪問介護を緊急に行った際の記録がない。	介護の提供にあたっては、要請のあった時間、要請の内容、訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録してください。
	② 「要請のあった時間」が記録されていない。	
初回加算 (第7-15)	① 訪問介護計画を作成していない。	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回又は初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った場合又は他の訪問介護員に同行した場合に当該加算を算定してください。また、同行した場合はその記録を残してください。
	② サービス提供責任者が初回又は初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行っていない、又は他の訪問介護員等に同行していない。	

## 2 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

項目	問題点	指導内容
サービス提供体制強化加算 (第7-14)	① 派遣職員に対して研修計画を作成していない。	全ての従業者に個別具体的な研修計画（目標、内容、研修期間、実施時期等）を作成してください。
	② 会議に一部の従業者しか参加していない。	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における従業者の技術指導を目的とした会議は、サービス提供体に当たる全ての従業者が参加してください。 また、会議はおおむね1月に1回以上開催し、その概要を記録してください。
	③ 健康診断を受診していない従業者がいる。	全ての従業者に健康診断を少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の負担により実施してください。
	④ 加算要件である従業者の割合を算出していない。	従業者の割合を常勤換算方法により前年度（3月を除く）の平均で算出し、記録してください。

## 3 訪問看護・介護予防訪問看護

項目	問題点	指導内容
早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い (第7-5)	① 当月1回目の緊急時訪問を行い、早朝・夜間、深夜の加算を算定している。	緊急時訪問を行った場合は、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できません。（1月以内の2回目以降の緊急時訪問を除く）
緊急時訪問看護加算 (第7-9)	② 早朝・夜間、深夜の訪問看護について、居宅サービス計画又は訪問看護計画	居宅サービス計画又は訪問看護計画、サービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に算定してください。

	上、加算の対象とならないサービス開始時刻であるにもかかわらず算定している。	
複数名訪問加算 (第7-6)	利用者又はその家族等から同意を得ていない。	複数名訪問加算を算定する場合は、利用者又はその家族等から同意を得てください。
長時間訪問看護への加算 (第7-7)	ケアプランに位置付けられていない。	長時間訪問看護加算を算定する場合は、ケアプラン上に1時間30分以上の訪問を位置付けてください。
ターミナルケア加算 (第7-12)	利用者又はその家族等から同意を得ていない。	主治の医師との連携の下にターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てください。
初回加算 (第7-16)	初回の訪問看護を提供した後に、訪問看護計画を作成している。	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、初回の訪問看護を提供した場合に算定してください。
看護体制強化加算 (第7-19)	算定要件の割合及び人数の記録がない。	算定要件の割合及び人数について、台帳等により毎月記録してください。なお、所定の基準を下回った場合は介護保険課に届け出てください。
サービス提供体制強化加算 (第7-21)	① 管理者兼看護職員に対して研修計画を作成していない。	全ての看護師等に個別具体的な研修計画(目標、内容、研修期間、実施時期等)を作成してください。
	② 会議をおおむね1月に1回以上開催していない。また、会議の記録がない。	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たった際の留意事項の伝達又は事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議をおおむね1月に1回以上開催してください。また、会議の概要を記録してください。
	③ 会議に一部の従業者しか参加していない。	会議にはサービス提供に当たる全ての看護師等が参加してください。
	④ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たった際の留意事項の伝達を目的とした会議を開催しているが、「前回のサービス提供時の状況」が記載されていない。	少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載してください。 ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項
	⑤ 健康診断を受診していない看護師がいる。	全ての看護師等に健康診断を少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の負担により実施してください。
	⑥ 勤続3年(又は7年)以	勤続3年(又は7年)以上の看護師等の割合を

	上の看護師等の割合を計算していない。	常勤換算方法により前年度（3月を除く）の平均で算出し、記録してください。
--	--------------------	--------------------------------------

4 通所介護・地域密着型通所介護（項目欄 通所介護⇒通、地域密着型通所介護⇒地 省略記載）

項目	問題点	指導内容
所要時間による区分の取扱い （第7-2）	<p>① 実際のサービス提供時間が通所介護計画に位置づけられた時間と恒常的に異なっているにもかかわらず、計画上の時間で算定している。</p> <p>（例）</p> <p>(1) 毎回、通所介護計画上の所要時間よりも短く提供している。</p> <p>(2) 通所介護計画のサービス開始時間より遅れてサービスを開始している。</p>	<p>利用者の心身の状況及び利用者の希望等により、通所介護計画に沿ったサービスを提供できない場合は、担当の介護支援専門員等と協議し、通所介護計画を見直してください。</p> <p>(1) 通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定してください。</p> <p>(2) 通所介護計画のサービス開始時間より遅れてサービスを開始している利用者については、実際にサービスを提供した時点から介護報酬を算定してください。</p>
	<p>② 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に併設の事業所において、サービス提供途中で中抜けし、自室にて休憩している。</p>	<p>サービス提供時間中に自室に戻っている利用者については、サービスを中断した時点でサービスは終了したものとしますので、サービスを中断した時点まで介護報酬を算定してください。（やむを得ない理由が認められる場合を除く。）</p>
所要時間による区分の取扱い（人員基準欠如） （第7-2）	<p>看護職員及び介護職員の配置数が、人員基準上必要とされる員数を2割以上不足している。</p>	<p>看護職員及び介護職員の配置数について、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少していました。人員基準を満たすよう看護職員及び介護職員を速やかに配置してください。</p> <p>※ 翌月から人員基準欠如が解消された月まで減算になります。</p>
2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の取扱い （第7-5）	<p>利用者のうち、2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の算定をしているが、利用者側のやむをえない事情を把握していない。</p>	<p>2時間以上3時間未満の通所介護を行う利用者については、心身の状況その他利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難であることが確認できる記録を残してください。</p>
入浴介助加算通（第7-11） 地（第7-10）	<p>入浴の記録がない（入浴していない）者に加算の請求をしている。</p>	<p>入浴介助を行った場合に算定してください。</p>

中重度者ケア体制 加算 通（第7-12） 地（第7-11）	① 看護職員又は介護職員の員数について、算定基準を満たしていることが確認できない。	人員基準の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していることが分かる計算書を作成し、保管してください。
	② 中重度者の割合について、計算していない。	前年度の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、4、5である者の占める割合が100分の30以上であることが分かる計算書を作成し、保管してください。
個別機能訓練加算 通（第7-14） 地（第7-13）	① 専従の機能訓練指導員が不在の日に算定している。	専従の機能訓練指導員が直接、利用者に対して訓練を実施した場合に算定してください。
	② 個別機能訓練計画を機能訓練指導員のみで作成している。	個別機能訓練計画は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の者が共同して作成してください。 ※ 個別機能訓練計画の様式については、厚生労働省通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（介護保険最新情報 Vol. 1217）を参考にしてください。
	③ 3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問していない。	個別機能訓練計画作成後、3月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問し、訓練の実施状況や効果等を利用者又はその家族に説明し、記録してください。
	④ 個別機能訓練の記録に目標・実施時間・担当者名がない。	個別機能訓練に関する実施記録については、個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等を記録してください。
口腔機能向上加算 通（第7-21） 地（第7-20）	① 口腔機能改善管理指導計画を歯科衛生士のみで作成している。	口腔機能改善管理指導計画は、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成してください。
	② 加算を算定できる利用者かどうか分からない。	加算を算定できる利用者について、「口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる理由」を確認し、記録してください。
	③ 口腔機能の状態を検討・評価は行っているが、評価の結果について情報提供をしていない（記録がない）。	利用者の口腔機能に応じて、定期的に生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供した記録を残してください。
送迎を行わない場合 通（第7-24）	送迎を行っていない者（運行記録簿の送迎記録と請求の実績が合わない）について減	事業者が送迎を行わない場合は送迎減算を行ってください。

地（第7-23）	算していない。	
サービス提供体制強化加算 通（第7-25） 地（第7-24）	加算要件である職員の割合を計算していない。	常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の職員の割合を毎年計算し、保管してください。

## 5 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

項目	問題点	指導内容
1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションで理学療法士等を2名以上配置している場合（第8-6）	常勤専従の理学療法士等を配置していない。	居宅サービス基準に規定する配置基準を超えて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置してください。
入浴介助加算（Ⅱ） （第8-11）	個別の入浴計画の作成が遅れている。	入浴介助を行う際は、入浴計画に基づいて行ってください。なお、入浴計画は理学療法士等が医師との連携の下で、利用者の心身の状況、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえて作成してください。
リハビリテーションマネジメント加算（第8-12）	① 通所リハビリテーション計画の作成に当たり、リハビリテーション会議を開催していない。	通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該計画の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の場合にあっては1月に1回以上、6月を超えた場合にあっては3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直してください。
	② 介護支援専門員に情報提供を行っていない。	事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活の留意点に関する情報提供を行ってください。
口腔機能向上加算（第8-20）	① 口腔機能改善管理指導計画を歯科衛生士のみで作成している。	口腔機能改善管理指導計画は、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成してください。

	② 口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を通所リハビリテーション計画の中に記載しているが、内容が不足している。	口腔機能改善管理指導計画の作成に当たっては、口腔の健康状態の評価に対しサービス担当者に関連職種が共同して取り組むべき事項等について記載してください。 ※ 口腔機能改善管理指導計画に記載すべき内容については、厚生労働省通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（介護保険最新情報 Vol. 1217）の別紙様式 6-4 を参考にしてください。
--	--	--

## 6 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

項目	問題点	指導内容
個別機能訓練加算 (第 9-10)	利用者の居宅を訪問した際の記録がない。	利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者またはその家族に対して個別機能訓練計画の内容や進捗状況等を説明し記録してください。
夜勤職員配置加算 (第 9-14)	1日平均夜勤職員数の算定をしていない。	暦月ごとの1日平均夜勤職員数の算定をしてください。
利用者に対して送迎を行う場合 (第 9-17)	複数の利用者と乗合で送迎を実施している。	利用者の心身の状況等に応じて個別に送迎を実施することを前提としているため、原則個別に送迎を実施してください。
緊急短期入所受入加算 (第 9-19)	利用者の受け入れについて記録は残されていたが、緊急受け入れ後の対応の記録がないなど、不十分である。	緊急に利用者を受け入れた場合は、介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めていること、利用の理由、期間、緊急受け入れ後の対応などを記録してください。
サービス提供体制強化加算 (第 9-28)	加算要件である職員の割合を計算していない。	常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の職員の割合を毎年計算し、保管してください。

## 7 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

項目	問題点	指導内容
従業員の員数が基準を満たさない場合 (第 8-3)	看護職員の配置数が、人員基準上必要とされる員数から2割不足している。	看護職員の配置数について、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少していました。人員基準を満たすよう看護職員を配置してください。 ※ 翌月から人員基準欠如が解消された月まで減算になります。
個別機能訓練加算 (第 8-11)	① 個別機能訓練計画を機能訓練指導員のみで作成	個別機能訓練計画は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共

	している。	同して作成してください。
	② 常勤専従の機能訓練指導員が配置されていない。	常勤専従の機能訓練指導員を配置してください。
	③ 個別機能訓練に関する記録が作成されていない。	個別機能訓練に関する記録を作成する際は、実施時間（開始時間、終了時間）、訓練内容、担当者名等を記載してください。
	④ 個別機能訓練の効果、実施方法等についての評価等を行った記録が保管されていない。	個別機能訓練計画に基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等についての評価等を行った記録は、利用者ごとに保管してください。 また、常に当該特定施設の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにしてください。
夜間看護体制加算 (第 8-13)	常勤の准看護師が配置されている。	常勤の看護師を 1 名以上配置し、看護に係る責任者を定めてください。
若年性認知症入居者受入加算 (第 8-14)	施設サービス計画に、利用者に係る個別の担当者氏名の記録がない。	加算を算定する場合、若年性認知症の入居者に係る担当者を定め、施設サービス計画等に担当者の氏名を記載してください。
協力医療機関連携加算 (第 8-15)	① 指定居宅サービス基準第 191 条第 2 項各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を届け出していない。	指定居宅サービス基準第 191 条第 3 項に規定する届出として当該要件を満たす医療機関の情報を、速やかに介護保険課に届け出てください。
	② 協力医療機関との間で、利用者の病歴等の情報を共有する会議を開催した記録がない。	協力医療機関との間で、利用者の病歴等の情報を共有する会議を概ね月 1 回以上開催し、会議の開催状況について、その概要（日時、出席者、会議の内容等）を記録してください。
退院・退所時連携加算 (第 8-18)	① 医療提供施設の職員と面談等を行った記録がない。	利用者の退院又は退所に当たって、医療提供施設の職員と面談等を行い、記録してください。
	② 退院に当たって、特定施設サービス計画の作成が入居日より遅れて作成されている。	医療提供施設職員と面談等を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた際は、速やかに特定施設サービス計画を作成してください。
	③ 利用者に関する情報提供を電話で受けていた。	医療提供施設の職員と面談等を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けてください。
退居時情報提供加算 (第 8-19)	利用者の同意を得た記録がない。	利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供してください。
看取り介護加算	看取りに関する職員研修	看取りに関する職員研修を実施してください。

(第 8-20)	が実施されていない。	
サービス提供体制強化加算 (第 8-25)	加算要件である職員の割合を計算していない。	常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いて職員の割合を計算し、保管してください。

## 8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

項目	問題点	指導内容
サービス提供体制強化加算 (第 9-18)	① 事業所全体の研修計画は作成しているが、従業員ごとの個別計画が作成されていない。	全ての従業員に個別具体的な研修計画（目標、内容、研修期間、実施時期等）を作成してください。
	② 会議について、全ての従業員が参加していない。	利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業員の技術指導を目的とした会議（おおむね月1回以上）は、全ての従業員が参加し、会議の概要を記録してください。
	③ 健康診断を受診していない従業員がいる。	全ての従業員に健康診断を少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の負担により実施してください。
	④ 加算要件である従業員の割合を算出していない。	従業員の割合を常勤換算方法により前年度（3月を除く）の平均で算出し、記録してください。

## 9 夜間対応型訪問介護

項目	問題点	指導内容
サービス提供体制強化加算 (第 7-10)	① 事業所全体の研修計画は作成しているが、従業員ごとの個別計画が作成されていない。	全ての従業員に個別具体的な研修計画（目標、内容、研修期間、実施時期等）を作成してください。
	② 会議について、全ての従業員が参加していない。	利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業員の技術指導を目的とした会議（おおむね月1回以上）は、全ての従業員が参加し、会議の概要を記録してください。
	③ 健康診断を受診していない従業員がいる。	全ての従業員に健康診断を少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の負担により実施してください。
	④ 加算要件である従業員の割合を算出していない。	従業員の割合を常勤換算方法により前年度（3月を除く）の平均で算出し、記録してください。

## 10 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

項目	問題点	指導内容
認知症加算	認知症加算（Ⅰ）（Ⅱ）	認知症加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）については、日常

(第 7-9)	(Ⅲ) について、加算の対象にならない者に算定している。	生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者を対象にしてください。
総合マネジメント体制強化加算 (第 7-15)	地域住民との交流や地域活動へ参加していない。	利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加してください。
サービス提供体制強化加算 (第 7-20)	① 非常勤職員に対して研修計画が作成されていない。	全ての従業者に個別具体的な研修計画（目標、内容、研修期間、実施時期等）を作成してください。
	② 会議について、全ての従業者が参加していない。	利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議（おおむね月 1 回以上）は、全ての従業者が参加し、会議の概要を記録してください。

#### 11 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

項目	問題点	指導内容
利用者が入院した時の費用の算定 (第 7-11)	① 入院後 3 月以内に退院することが明らかに見込まれる利用者に対して、退院後再び事業所に円滑に入居することができる体制を確保していることについて説明を行った記録がない。	利用者に退院後再び円滑に入居することができる体制を確保していることを説明した記録を残してください。
	② 利用者の入院先の病院の主治医に「退院することが明らかに見込まれる」ことを確認した記録がない。	「退院することが明らかに見込まれる」ことを利用者の入院先の病院又は診療所の主治医に確認するなどの方法により判断し、記録してください。
協力医療機関連携加算 (第 7-14)	① 届出していない医療機関と協力体制を定め、会議を実施している。	指定地域密着型サービス基準第 105 条第 3 項に規定する届出として当該要件を満たす医療機関の情報を、速やかに介護保険課に届け出てください。
	② 協力医療機関との間で、利用者の病歴等の情報を共有する会議を開催した記録が不足している。	協力医療機関との間で、利用者の病歴等の情報を共有する会議を概ね月 1 回以上開催し、会議の開催状況について、その概要（日時、出席者、会議の内容等）を記録してください。
	③ 利用者の病歴等の情報の共有に利用者の同意を得ていない。	協力医療機関との間で定期的に行う会議は、利用者の病歴等の情報の共有に利用者の同意を得てください。

医療連携体制加算 (第 7-15)	指定訪問看護ステーションとの連携により看護師を確保していたが、看護師資格を確認していない。	事業所の職員として又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を 1 名以上確保してください（准看護師では加算要件を満たしません）。
退居時情報提供加算 (第 7-16)	別紙様式 9 を使わずに医療機関に情報提供しており、必要な項目を提供していない。	利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、入居者を紹介するに当たっては、別紙様式 9 の文書に必要な事項を記載の上、当該医療機関に交付してください。
生活機能向上連携加算(Ⅱ) (第 7-20)	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が事業所を訪問した記録がない。	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が事業所を訪問したことを記録してください。
サービス提供体制強化加算 (第 7-28)	加算要件である職員の割合を計算していない。	常勤換算方法により算出した前年度（3 月を除く）の平均を用いて職員の割合を計算し、保管してください。

## 12 居宅介護支援

項目	問題点	指導内容
居宅介護支援費 (第 6-1)	居宅介護支援費(Ⅰ)(i)について、介護支援専門員 1 人あたり（常勤換算）の取扱件数が 45 件以上の部分を算定している。 ※ 令和 6 年度から、居宅介護支援費(Ⅰ)(i)を算定できる取扱件数が 45 件未満に変更となりました。	取扱件数を超える場合には、居宅介護支援費(Ⅰ)(ii)又は居宅介護支援費(Ⅰ)(iii)を算定してください。 なお、ケアプランデータ連携システムの利用並びに事務職員の配置を行っており、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し老健局長が定める様式による届出を行った事業所については、居宅介護支援費(Ⅱ)(i)を算定できる取扱件数が 50 件未満となります。
運営基準減算 (第 6-6)	① 利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない。	居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して説明を行ってください。
	② 居宅サービス計画の変更について、サービス担当者会議を開催していない。	居宅サービス計画の変更に当たっては、介護支援専門員がサービス担当者会議を開催してください。
	③ 居宅サービス計画の作成について、アセスメントを実施していない。	居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の居宅を訪問し、アセスメントを実施し、結果の記録を残してください。
	④ モニタリングを実施していない。	利用者と面接し、モニタリングを実施した記録を残してください。

		<p>※ モニタリングは次に掲げるいずれかの方法により実施可能です。</p> <p>(1) 1月に1回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法。</p> <p>(2) 次のア・イいずれにも該当する場合であって、2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う方法。</p> <p>ア テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</p> <p>イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <p>i 利用者の心身の状況が安定していること。</p> <p>ii 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</p> <p>iii 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</p>
	⑤ 居宅サービス計画の新規作成及び変更を行っていない。	居宅サービス計画の新規作成及び変更にあたっては、その原案の内容を利用者及びその家族に説明し、文書により利用者の同意を得たうえで、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付してください。
特定事業所集中減算 (第6-7)	特定事業所集中減算に係る所定の判定書類が作成されていない。	居宅介護支援事業所は、毎年度2回、「居宅介護支援事業所特定事業所集中減算計算書」を作成し、保管してください。なお、作成した結果、特定の事業所の割合が80%を超えた場合は、介護保険課に届け出てください。
特定事業所加算 (第6-10)	① 基準の遵守状況に関する所定の記録が作成されていない。	毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、保管してください。
	② 事業所全体の研修計画は作成しているが、介護支援専門員ごとの個別計画が作成されていない。	全ての介護支援専門員に個別具体的な研修計画(目標、内容、研修期間、実施時期等)を作成してください。

	<p>③ 事例検討会は実施されていたが、計画を定めていない。</p> <p>④ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たったの留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催していない。</p>	<p>事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めてください。</p> <p>利用者に関する情報又はサービス提供に当たったの留意事項に係る伝達等を目的とした会議は定期的（おおむね週1回以上）に開催してください。</p>
入院時情報連携加算 (第6-12)	<p>①-1 病院の職員に対して必要な情報を提供していない。</p> <p>①-2 情報提供を行った時間が記録されていない。</p> <p>② FAXにより情報提供を行った際に、先方が受け取ったことを確認した記録がない。</p>	<p>情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等について、居宅サービス計画等に記録してください。</p> <p>先方との口頭でのやりとりがない方法（FAXやメール、郵送等）により情報提供を行った場合には、先方が受け取ったことを確認するとともに、確認したことについて居宅サービス計画等に記録してください。</p>
退院・退所加算 (Ⅰ)イ・ロ、 (Ⅱ)イ・ロ、 (Ⅲ) (第6-13)	<p>① (Ⅰ)イ、(Ⅱ)イについて、利用者に関する情報提供を電話で受けている。</p> <p>② (Ⅰ)ロ、(Ⅱ)ロ、(Ⅲ)について、カンファレンスの要件を満たしていない。</p>	<p>利用者に関する必要な情報の提供を受けるに当たっては、医療提供施設の職員と面談（テレビ電話装置等の活用を含む）を行ってください。</p> <p>診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たしたカンファレンスの場合に算定してください。</p>
通院時情報連携加算 (第6-14)	<p>利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際の同席にあたって、利用者の同意を得ていない。</p>	<p>診察の同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師又は歯科医師と連携を行ってください。</p>

13 介護老人福祉施設（項目欄 従来型⇒従、ユニット型⇒ユ 省略記載）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（項目欄 従来型⇒地従、ユニット型⇒地ユ 省略記載）

項目	問題点	指導内容
日常生活継続支援加算 (従・第5-7) (ユ・第5-7)	算定の要件である所定の割合について、毎月計算していない。	毎月、加算要件を満たしていることを計算・記録してください。

(地従・第 6-18) (地ユ・第 6-19)		
夜勤職員配置加算 (従・第 5-9) (ユ・第 5-9) (地従・第 6-20) (地ユ・第 6-21)	1 日平均夜勤職員数の算定をしていない。	暦月ごとの 1 日平均夜勤職員数の算定をしてください。
個別機能訓練加算 (従・第 5-12) (ユ・第 5-12) (地従・第 6-23) (地ユ・第 6-23)	① 個別機能訓練計画を機能訓練指導員のみで作成している。	個別機能訓練計画は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成してください。
	② 個別機能訓練計画を共同で作成している記録がない。	別機能訓練計画は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成したことが確認できるように記録してください。
	③ 個別機能訓練の実施時間の記録がない。	個別機能訓練の実施記録について、個別機能訓練の実施時間、訓練内容、担当者等を記録してください。
	④ 非常勤の理学療法士等を配置している。	常勤の理学療法士等を配置してください。
	⑤-1 個別機能訓練計画の説明を家族に対して行っている。	個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその 3 月ごとに 1 回以上、入所者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録してください。
	⑤-2 個別機能訓練計画の内容の説明が遅れている。	
若年性認知症入所者受入加算 (従・第 5-14) (ユ・第 5-14) (地従・第 6-25) (地ユ・第 6-25)	施設サービス計画等に、利用者に係る個別の担当者氏名の記載がない。	加算を算定する場合、若年性認知症の入居者に係る担当者を定め、施設サービス計画等に担当者の氏名を記載してください。
精神科を担当する医師に係る加算 (従・第 5-16) (ユ・第 5-16) (地従・第 6-27) (地ユ・第 6-27)	① 療養指導を行っている記録がない。	精神科を担当する医師により、定期的な療養指導を行っていることが確認できる記録等を施設で保管してください。
	② 月に 1 回しか療養指導を行っていない。	精神科を担当する医師による定期的な療養指導を月 2 回以上実施してください。
再入所時栄養連携加算 (従・第 5-24) (ユ・第 5-24)	管理栄養士が入所者の入院する医療機関を訪問し、医療機関での栄養に関するカンファレンスに同席した記録がない。	管理栄養士が入所者の入院する医療機関を訪問の上、医療機関での栄養に関する指導又はカンファレンスに同席したことを記録してください。

(地従・第 6-34) (地ユ・第 6-33)	い。	
経口移行加算 (従・第 5-25) (ユ・第 5-25) (地従・第 6-42) (地ユ・第 6-41)	① 経口移行計画を管理栄養士、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員等で共同して作成した記録がない。 ② 医師の指示を受けていない入所者を算定の対象にしている。	経口移行計画は、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成したことが確認できるように記録してください。 経管により食事を摂取し、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要であるとして、医師の指示を受けた入所者を算定の対象にしてください。
栄養マネジメント強化加算 (従・第 5-26) (ユ・第 5-26) (地従・第 6-41) (地ユ・第 6-40)	食事の観察を定期的に行うことについて、実施した記録がない。	栄養ケア計画に従い、入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行う場合には、記録してください。
経口維持加算 (従・第 5-27) (ユ・第 5-27) (地従・第 6-43) (地ユ・第 6-42)	① 経口維持計画を管理栄養士、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員等で共同して作成した記録がない。 ② 経口維持計画について、入所者又はその家族に同意を得ていない。	経口維持計画は、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成したことが確認できるように記録してください。 経口維持計画について、作成及び見直しを行った場合は入所者又はその家族に説明し、同意を得てください。
療養食加算 (従・第 5-29) (ユ・第 5-29) (地従・第 6-45) (地ユ・第 6-44)	医師の発行する食事箋がない。	利用者の症状に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、療養食を提供してください。
配置医師緊急時対応加算 (従・第 5-31) (ユ・第 5-31) (地従・第 6-47) (地ユ・第 6-46)	① 配置医師に診療の依頼をした時間を記録していない。 ② 定期的な訪問診療の実施時間中の診療に対して算定している。	施設が配置医師に診療を依頼した時間、診療を行った時間、内容について記録してください。 配置医師の通常の勤務時間外に施設を訪問して入所者に対し診療を行った場合に加算を算定してください。
看取り介護加算 (従・第 5-32) (ユ・第 5-32) (地従・第 6-48)	① 一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと医師により診断された記録がない。	入所者が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと医師により診断されたことを記録してください。

(地ユ・第 6-47)	② 入所者の介護に係る計画を介護支援専門員のみで作成している。	入所者の介護に係る計画は、医師、生活相談員、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成してください。
	③ 看取りに関する指針を定めているが、入所の際に、入所者又はその家族に同意を得ていない。	指針の内容を説明した場合は、入所者又はその家族に説明し、同意を得てください。
褥瘡マネジメント加算 (従・第 5-38) (ユ・第 5-38) (地従・第 6-55) (地ユ・第 6-54)	① 褥瘡ケア計画を共同で作成した記録がない。	褥瘡ケア計画は、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成したことが確認できるように記録してください。
	② 褥瘡ケア計画の同意を得ていない。	褥瘡ケア計画に基づくケアを実施する際は、入所者又はその家族に説明し、同意を得てください。
サービス提供体制強化加算 (従・第 5-46) (ユ・第 5-46) (地従・第 6-63) (地ユ・第 6-62)	加算要件である職員の割合を計算していない。	常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の職員の割合を毎年計算し、保管してください。

#### 14 介護老人保健施設

項目	問題点	指導内容
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (第 7-10)	リハビリテーション計画に実施内容が記載されていない。	リハビリテーション計画には、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを記載してください。
入所前後訪問指導加算 (第 7-21)	① 入所予定日前 30 日又は入所後 7 日以内に居宅の訪問を行ったが、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行っていない。	入所期間が 1 月を超えると見込まれる者に対して、入所予定日前 30 日又は入所後 7 日以内に居宅の訪問を行い、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行ってください。
	② 入所前後の訪問指導を入所者及びその家族等のいずれにも行っていたが、入所者への指導日及び指導内容の要点を診療録等に記載していない。	入所前後訪問指導を行った場合は、指導日及び指導内容の要点を診療録等に記載してください。

退所時情報提供加算 (第 7-22(二))	① 退所後の主治の医師に対して入所者を紹介した文書を交付していない。	退所後の主治の医師に対して入所者を紹介するに当たっては、事前に主治の医師と調整し、文書に必要な事項を記入の上、入所者又は主治の医師に交付してください。
	② 主治の医師へ情報提供するに当たり、規定の様式を用いて行っていない。	退所後の主治の医師に対して入所者を紹介するに当たっては、事前に主治の医師と調整し、規定の文書(別紙様式 2 及び別紙様式 13)に必要な事項を記載の上、入所者又は主治の医師に交付するとともに、交付した文書の写しを診療録に添付してください。 <u>※ 令和 6 年度から、別紙様式 13 が追加されました。</u>
入退所前連携加算 (第 7-22(四))	居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った記録がない。	居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合は、連携を行った日及び連携の内容の要点に関する記録を行ってください。
訪問看護指示加算 (第 7-22-2)	<b>家族の同意を得て訪問看護指示書を交付した。</b>	<b>訪問看護指示書は、入所者の同意を得て交付してください。</b>
褥瘡マネジメント加算 (第 7-37)	褥瘡ケア計画を作成していたが、同意を得ていない。	褥瘡ケア計画に基づくケアを実施する際は、入所者又はその家族に説明し、同意を得てください。
科学的介護推進体制加算 (第 7-40)	入所者の基本的な情報を期限までに厚生労働省に提出していない。	入所者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報は、規定の月の翌月 10 日までに厚生労働省に提出してください。

## 15 介護医療院

項目	問題点	指導内容
安全対策体制加算 (第 5-22)	事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者が、安全対策に係る外部研修を受講していない。	事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者は、安全対策に係る外部研修を受講したものを配置してください。
サービス提供体制強化加算 (第 5-26)	前年度実績が 6 月に満たない施設について、加算要件である職員の割合について計算していない。	届出日の属する前の 3 月について、常勤換算法より算出した平均を用い職員の割合を算出し、加算要件を満たしていることを毎月計算・記録してください。